

# 入札説明書

## 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (4) 業務の内容が測量業務である場合は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）の規定による測量業者の登録を受けている者であり、測量法の規定に基づく営業の停止期間中の者でないこと。
- (5) 業務の内容が不動産鑑定業務である場合は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）の規定による不動産鑑定業者の登録を受けている者であり、不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づく業務の停止期間中の者でないこと。
- (6) 業務の内容が建築設計業務である場合は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定による建築士事務所の登録を受けている者であり、建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

## 2 入札参加手続等

### (1) 設計図書等に対する質問について

設計図書等に対する質問は、競争入札設計図書等に関する質問書（様式第 2 号）により直接持参又は入札公告に示す方法で提出すること。

なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。

### (2) 現場説明会は行わない。

### (3) 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札公告に示す入札参加受付期限日までに電子入札システムより入札参加申請を行うこと。

### (4) その他

ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。

イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。

ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

### 3 入札等

#### (1) 入札書等の提出について

入札に参加する者は、入札書を以下の方法により提出しなければならない。

##### ア 電子入札対象業務の場合

(ア) 入札書の提出は、入札書の提出時に福島県電子入札運用基準（工事等）（以下「運用基準」という。）第13の規定に基づき、電子入札システムにより行うこと。

ただし、紙による参加を承諾された者にあつては、公告に示す開札日時までに開札場所に持参する方法で提出するものとする。

また、一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(イ) 入札書の提出の確認について

入札書の提出は、それぞれの受付締切日時までに完了するよう余裕をもって行うとともに、正常に提出されたかどうかについて、「入札書受付票」が送信されているか電子入札システムにより確認すること。

(ウ) 電子入札システムにより入札書を提出することができない場合

紙入札により電子入札対象案件に参加しようとする者（運用基準第9の規定に該当する者に限る。）は、入札執行権者に紙入札方式参加承諾願（運用基準別記第1号様式）を公告に示す提出期日までに提出するものとする。

また、手続きの詳細については、運用基準を確認すること。

#### (2) 質問回答の確認について

入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書等の提出を行うこと。

### 4 開札等に関する事項

#### (1) 落札候補者の公表について

価格競争の場合（総合評価方式適用業務でない場合）、予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）から2番目までの者を落札候補者とし、公表する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

#### (2) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、福島県ホームページにおいて行う。

### 5 入札参加資格要件等の審査に関する事項

#### (1) 落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに第1順位の落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

(2) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、入札参加資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日から起算して3日以内に条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書（様式第5号）に当該書類を添えて提出しなければならない。

(3) 入札参加不適合の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適合通知書（様式第6号）により通知する。

(4) 入札参加不適合理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に条件付一般競争入札参加資格不適合通知に対する理由説明請求書（様式第7号）により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

(5) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。なお、電子入札対象業務の場合は、落札者が紙による参加を承諾された者である場合を除き、電子入札システムを使用し通知する。

## 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第228条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第229条第1項第1号から第4号、第8号又は第9号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、福島県財務規則第229条第1項第8号の規定により免除したものについて、契約変更後の業務委託料が300万円以上となるときは、この限りではない。

## 7 入札の無効

1の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

## 8 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約の方法及び入札の条件、入札心得及び電子入札対象業務においては運用基準を熟知すること。

(3) 書類は原則としてA4判とすること。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限を行うことがある。

(5) 再度入札について

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効（ただし、入札心得第6条第1項第2号から第6号までの規定に基づく無効を除く。）の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。電子入札対象業務の場合は、電子入札システムから再度入札通知書を送信することにより通知する。

また、これらの規定は、予定価格を事前に公表している場合は適用しないものとする。

(6) 被災者等の雇用について

本業務の実施に当たっては、東日本大震災による被災者等の優先的な雇用に努めること。

(7) 積算内容に対する疑義申立てについて

この入札に参加した者で、積算内容等に疑義がある場合は「工事等の積算内容等に対する疑義申立てに関する試行要領」（令和3年8月2日付け3財第1187号総務部長通知）により、契約の締結前に疑義の申立てができる。

(8) 関係様式について

この入札に関する様式については、福島県ホームページの工事等入札関係様式のページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-5.html>

(9) 落札者決定後の契約方式について

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者は、5（5）の通知後に電子契約と従来の書面による契約のいずれを希望するか、すみやかに福島県危機管理部災害対策課まで申し出ること。

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>